

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 12 月 12 日 (火) 第 473 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

- 公 告  
○開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 1
- 公 安 委 員 会 告 示  
○遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 1
- 警 察 本 部 告 示  
○鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程第2条第2項に規定する対象手続の告示 (※) (情報管理課取扱い) 2

## 公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 5 年 12 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
始良市三拾町字吉野町103番1, 104番, 866番2及び885番1
- 公共施設の種類, 位置及び区域  
道路 始良市三拾町字吉野町103番1の一部, 104番の一部及び866番2の一部  
公園 始良市三拾町字吉野町103番1の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
始良市加治木町反土1871番地  
住マイル  
代表者 井上勝巳

## 公 安 委 員 会 告 示

## 鹿児島県公安委員会告示第122号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 12 月 12 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PビッグポップコーンY	株式会社A-g o n	1P0237
ぱちんこ遊技機	P A L パン三世真速89GO1	株式会社平和	310507
ぱちんこ遊技機	P 新世紀エヴァンゲリオン15 未来への咆哮Y	株式会社ビスティ	1P1294

ぱちんこ遊技機	Pコードギアス 反逆のルルーシ ュ 3 Y	株式会社ビスティ	3P0218
回胴式遊技機	Lキングパルサー S L C C	セブンリーグ株式会社	3S1231

## 警 察 本 部 告 示

### 鹿児島県警察本部告示第 5 号

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程（令和 3 年鹿児島県警察本部訓令第 24 号）第 2 条第 2 項の規定により，国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年国家公安委員会規則第 6 号）第 11 条の規定により鹿児島県公安委員会が定める行政手続等に係る申請等について法令の名称及び規定を次のとおり告示し，令和 5 年 12 月 14 日から施行する。

なお，令和 4 年 12 月 23 日鹿児島県警察本部告示第 2 号（鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程第 2 条第 2 項に規定する対象手続の告示）は，令和 5 年 12 月 13 日限り廃止する。

令和 5 年 12 月 12 日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

法 令 の 名 称	規 定
道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）	第 74 条の 3 第 5 項並びに第 78 条第 1 項，第 4 項及び第 5 項
警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）	第 9 条（警備業者が，その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。），第 10 条第 1 項，第 16 条第 2 項及び第 3 項並びに第 17 条第 2 項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）	第 8 条第 1 項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）	第 10 条第 3 項
道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）	第 5 条第 1 項，第 8 条第 1 項及び第 8 条の 5 第 1 項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号）	第 17 条第 1 項
遺失物法施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号）	第 26 条，第 28 条第 2 項，第 28 条第 3 項（第 1 号イ及び第 2 号イを除く。），第 31 条第 1 項，第 32 条，第 33 条第 1 項及び第 41 条
鹿児島県道路交通法施行細則（昭和 53 年鹿児島県公安委員会規則第 16 号）	第 8 条第 2 項及び第 15 条